

請願第 4 号



令和 5 年 6 月 15 日

盛岡市議會議長 様

紹介議員 豊 村 繁也
住所 岩手県盛岡市
氏名 政策立案有志市民会 安部茂樹
連絡先 

盛岡市議会に提出された請願・陳情等の議会ホームページでの公開を求める請願

請願 趣旨

私たち市民が地方行政・議会に関心を持ち、市政及び市議会に参加し、意見、提言する場合、請願・陳情は有効な手段であり、また法律上の権利として保障されています。

そして、市民が請願・陳情を作成するにあたり参考にするのが過去に提出された請願・陳情及び採否の理由です。

現在のところ、市議会において市民が過去に市議会に提出された請願・陳情の閲覧を希望する場合、請願を除き、議会事務局に開示請求の手続きを行わなければ閲覧できず、また不採択の理由は非公開であり、議会及び個々の議員の意思決定に至った説明責任は全く果たされていない状況にあります。

市民に対して、行政が説明責任を果たしている一方で、市民の政策提言である請願を不採択とした場合の説明責任（各議員の不採択理由及び根拠）を議会及び各議員が果たしていない現状は、市政の公平性、透明性及び信頼性を確保するために定められた、盛岡市議会基本条例第 2 条（議会の活動原則）「(2) 市民に分かりやすい議会運営に努めること」、同条例第 3 条（議員の活動原則）「(3) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすように努めること」に明らかに反していると考えます。

また、請願に対する公的な意思決定である採否の理由について、非公開としている現状について、市民に対して、それぞれの採否の理由を個別に照会する作業を要求する場合、議会事務局及び個々の議員、市民の時間的及び経済的負担は少なくありません。

従来の書面手続きでの閲覧は、インターネットが普及する前の時代であればいざ知らず、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の議論が進んでいる昨今、ホームページ上で的一律公開は、早期に実現可能な市民の市政参加の促進、議会情報へのアクセスの利便性向上、市政及び市議会への関心及び信頼性を高め、透明性ある議会運営のための方策として有効かつ有益であるだけでなく、必要不可欠であると考えます。

短期間の選挙では必ずしも汲み取ることができない市政全領域の政策に関する市民意向の反映について、市民から自主的かつ臨機応変に議会への市政参加を促す観点から、他の地方議会において請願や陳情の全文は採否を問わず、ホームページ上で公開され、いつでも誰でもどこからでも何度でも閲覧できるように整備されています。

一例として、茨城県議会では採択・不採択に関わらず、請願を公開し、埼玉県和光市議会は請願、陳情ともに採択・不採択に関わらず公開しています。

本請願は、上記に示した盛岡市議会基本条例第 2 条、第 3 条に掲げた議会及び議員の基本原則の履行と考えます。

市民が簡易に請願、陳情、採否理由を閲覧できるよう整備することは、4 年に 1 度の

選挙のみで地方自治に関わる市政運営の責任を議会任せにすることなく、盛岡市民としての責任と誇りを持った、自分事として市政に参加し、住民自治と団体自治で構成された地方自治の社会的基盤強化の観点から必要不可欠だと考えます。

同時に市民から提出された請願・陳情を取り扱う議会活動の透明性を高め、市民による政策提言を重要視する市議会の姿勢が市民に広く認知されることは、市民と市議会の信頼性を高め、市民に開かれた議会を有する市民であることへの誇りになると考えます。

以上より、市政への市民参加の基盤として、以下事項を請願します。

請願 事項

盛岡市議会において、これまでに提出された請願、陳情、採否理由の全文について、最新の年度から順次、市議会ホームページ上で分かりやすく公開すること。

ただし、公開にあたっては、希望者を除き、提出者の個人情報は原則除く。